l　工業統計調査規則によつて公表された平成28年から平成30年までにおける製造品出荷額の合計額を3で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

K　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数が3を超える場合は3とする。）

算式Ⅵ

K＝{246.91×（t－s）×（1／5）＋0.80}＋（16.84×t－3.93）

（t－s）×（1／5）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、{246.91×（t－s）×（1／5）＋0.80}に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。（16.84×t－3.93）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、1を超える場合には1とし、負数となるときは0とする。

［略］

［略］

M　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。）

算式Ⅷ

M＝79.37×｛（x－w）／w｝×（1／7）＋δ

｛（x－w）／w｝×（1／7）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅷの符号

w　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成24年2月1日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を含む。）

x　経済センサス基礎調査規則によつて令和元年6月1日から令和2年3月31日までの期間に調査して公表された民営事業所数

δ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては−0.48とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては0.98とし、町村にあつては1.40とする。

N　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合に

l　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成27年における製造品出荷額並びに工業統計調査規則によつて公表された平成28年及び平成29年における製造品出荷額の合計額を3で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

K　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数が3を超える場合は3とする。）

算式Ⅵ

K＝｛（246.91×（t－s）×（1／5）＋0.80）｝＋（16.84×t－3.93）

（t－s）×（1／5）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、｛（246.91×（t－s）×（1／5）＋0.80）｝に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。（16.84×t－3.93）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、1を超える場合には1とし、負数となるときは0とする。

［同左］

［同左］

M　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。）

算式Ⅷ

M＝64.94×｛（x－w）／w｝×（1／4）＋δ

｛（x－w）／w｝×（1／4）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅷの符号

w　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成24年2月1日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）

x　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成28年6月1日現在における個人事業所数、法人事業所数及び法人でない団体の事業所数の合計数（事業内容等不詳事業所を除く。）

δ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては1.44とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては1.82とし、町村にあつては2.38とする。

N　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合に